

令和 3 年度札幌市児童クラブにおける冬季休業期間の昼食製造・配送業務
企画提案説明書（企画提案募集要領）

1 本説明書について

札幌市が実施する「令和 3 年度札幌市児童クラブにおける冬季休業期間の昼食製造・配送業務」契約候補者を選定する公募型企画競争の実施に関して、必要な事項を定める。

2 企画競争に付する事項

(1) 業務名

令和 3 年度札幌市児童クラブにおける冬季休業期間の昼食製造・配送業務

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 4 年 1 月 31 日まで

(4) 予算規模

3 2 4 千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

3 参加資格要件

この企画提案に応募する事業者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 札幌市内に事務所又は支社、支店を有し、札幌市内で事業を実施することができること。

(2) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者、又は同名簿に登録されておらず以下のいずれにも該当しない者。

ア 特別の理由がある場合を除くほか、次のいずれかに該当する者

(ア) 契約を締結する能力を有しない者

(イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(ウ) 役員等(申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。)が暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者

(エ) 暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認

められる者

(オ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(キ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

イ 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事実があった後、3年を経過しない者(ただし、これらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止の措置を受けた者を除く。)

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

(キ) 競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 直前1期の決算(当該期の会計期間が12月に満たない場合は直前2期の決算)における製造、販売、請負等の実績高がない者

エ 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者

オ 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者

カ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者。

キ 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている者。

- ク 政治団体（政治資金規正法第3条の規定によるもの）に該当しないこと
- ケ 宗教団体（宗教法人法第2条の規定によるもの）に該当しないこと
- コ 特定の公職者（その候補者を含む）若しくは政党を推薦し、支持し又はこれに反対することを目的とするものでないこと

4 スケジュール

- (1) 公募開始 令和3年9月15日（水）
- (2) 質問書提出期限 令和3年9月29日（水）
- (3) 参加意向申出書 令和3年10月6日（水）
- (4) 企画提案書提出期限 令和3年10月13日（水）
- (5) 審査（ヒアリング） 令和3年10月下旬
※詳細は参加者に別途通知する
- (6) 結果通知 令和3年11月上旬
- (7) 事業開始 令和3年11月中旬

5 参加手続きに関する事項

(1) 企画競争に関する質問の受付

ア 提出期限

令和3年9月29日（水）17時15分必着

イ 提出方法

質問書（様式1）により、電子メール又はFAXで「13 担当部署」へ提出すること。なお、電子メールにより提出する場合は件名を「令和3年度札幌市児童クラブにおける冬季休業期間の昼食製造・配送業務に関する質問」とすること。

ウ 回答方法

質問への回答は、令和3年10月1日（金）17時15分までに随時ホームページで公開する。

(2) 参加意向書の提出

ア 提出期限

令和3年10月6日（水）17時15分必着

イ 提出方法

公募型企画競争参加意向申出書（様式2）を持参又は郵送により提出すること。なお、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていない者については、参加資格要件を満たしているか確認が必要であるため、下記（ア）～（エ）の書類についても併せて提出すること。

（ア）登記事項証明書の写し

企画提案書の提出期限の3ヵ月前の日以降に発行された最新の内容のもの

の。

現在事項又は履歴事項全部証明書どちらでも可

(イ) 市区町村税の納税証明書の写し

企画提案書の提出期限の3ヵ月前の日以降に発行された、課税されているすべての項目について、未納がない旨の証明書（契約の権限を委任しない場合は本店、委任する場合は受任者となる支店等の所在地の市区町村が発行する納税証明書。所在地が札幌市の場合は、札幌市が発行する「納税証明書（指名願）とする。」

(ウ) 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し

企画提案書の提出期限の3ヵ月前の日以降に発行された、未納がない旨の証明書（本店所在地を所管する税務署が発行する納税証明書）

(エ) 貸借対照表、損益計算書の写し

企画提案書の提出期限の直前2期分（決算期変更により12ヵ月に満たない決算期がある場合は直前3期分。設立直後で直前1期分の決算しか終わっていない場合は直前1期分）について、確定している決算書（貸借対照表、損益計算書）を提出すること。

ウ 提出先

「13 担当部署」と同じ。

エ 受付時間

8時45分から17時15分まで（土日・祝日を除く）

オ 参加資格の審査

提出を受けた内容等から参加資格の審査を行い、参加資格を満たすことが確認できた者に対しては、その旨を電子メール又はFAX等にて通知する。

参加資格を満たすことが確認できなかった者に対しては、その旨を文書で通知する。なお、上記審査により参加資格を満たすことが確認できた者についても、最終的に契約候補者が選定され契約締結に至るまでの間に、下記（ア）～（ウ）の項目に該当することが判明した場合は、提案書類を受け付けず、もしくは既に提出された提案書類の評価を行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

（ア）参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。

（イ）提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

（ウ）不正な利益を図る目的で企画競争実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出期限

令和3年10月13日（水）17時15分必着

イ 提出方法

下記様式について、郵送又は持参により提出すること。下記（イ）、（ウ）については9部（正本1部、副本8部）提出すること。

なお、提出に当たっては、一式をクリップで留めることとし、ステープラーは使用しないこと。また、特別な製本も行わないこと。

（ア）企画提案書提出書（様式3）

（イ）企画提案書

自由様式、A4判片面で作成（枚数は自由）。表紙及び目次を除きページの通し番号を付すこと。

（ウ）参考見積書

自由様式、A4判片面で作成。経費の内訳を記載、消費税相当額も明示すること。

ウ 提出先

「13 担当部署」と同じ。

エ 受付時間

8時45分から17時15分まで（土日・祝日を除く）

（4）参加辞退

参加意向申出書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

6 企画提案を求める事項

企画提案書は、別紙仕様書及び別紙利用者アンケート結果に基づき、以下の内容について作成すること。

（1）事業を行う人員体制

仕様書で求めている調理、配送、事務執行体制を示すこと

（2）配送する昼食の内容

350円（税込）で配送する昼食を写真、献立、量・カロリー等をつけて、3例以上示すこと。

なお、基本の350円（税込）の昼食の他に選択できる昼食（金額、内容、ボリューム等を変えたもの）があることが望ましいため、他の種類の昼食の提供が可能か、またその内容について示すこと。

また、複数の種類の昼食を提供する場合、児童への配布時に誤配しないよう工夫をし、その内容についても示すこと。

（3）衛生管理等について

本業務において、1日あたり最大数量は250食（50食×5館）と想定している

が、この数量の申込があった場合でも衛生基準を満たし、安全な昼食の製造ができるか。製造過程において実施している衛生管理、人員・設備等の根拠と併せて示すこと。

(4) 配送ルート（容器回収も含む）及びスケジュール

事業実施日 12 日間で事業対象館 20 館に各 3 回昼食を配送する日程と昼食の製造・盛付け、配送及び容器回収について、配送日のタイムスケジュールを示すこと。

(5) 申込書の作成及び申込方法

仕様書で求めている申込書を作成し示すこと。

また、申込書の配布、申し込みの受付方法、キャンセルの受付等についての流れを示すこと。（利用者が利用しやすい複数の方法で受付をできる方が望ましい）

(6) 集金方法

利用者からの集金方法を示すこと。（利用者が利用しやすい複数の方法で支払いできる方が望ましい）

(7) 事故処理

事故発生時の連絡体制、対応、報告までの流れについて示すこと。

事故により配食できない場合についての代替措置等について示すこと。

(8) 参考見積書

A 4 判片面（書式及び枚数は自由）とする。人件費及び諸経費等の積算根拠が分かるように作成すること。

7 審査

企画提案は、本市が設置する「令和 3 年度札幌市児童クラブにおける冬季休業期間の昼食製造・配送業務企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）において審査する。

(1) 審査方法

ア 本市が設置する実施委員会が、企画競争参加者の提出した企画提案書の内容及びヒアリングを実施し、採点を行う。予算規模の範囲内で、最低基準点（委員の総合得点の 6 割）以上であり、合計得点の最も高かった者を契約候補者として選定する。

イ 総合得点と同点の企画提案書があるときは、委員会で協議の上、選定するものとする。

ウ 選定の結果は、ヒアリングを実施した者全員に文書で通知する。

エ 参加者が 1 者であっても、最低基準点（委員の総合得点の 6 割）以上であるときは、契約候補者として選定する。

(2) ヒアリングについて

ア 令和3年10月下旬に実施予定。出席者は総括責任者を含め最大3名までとする。

イ ヒアリングは1者あたり約20分（説明10分、質疑応答約10分）を想定し、順次個別に行う。（ヒアリング時間は想定であり、変わる可能性がある。）

ウ 配付資料は紙のみとし、紙の配付資料を基に説明すること。（パソコンやスクリーン等の機器は使用しないこととする。）

エ ヒアリングは、事前に提出した企画提案書を用いて行うこと。（ヒアリング当日、審査委員に対して事前提出書類以外の資料を配付することはできない。）

オ ヒアリング日時等詳細については、参加者に別途連絡する。

8 参加資格の喪失

参加資格を有することについての確認を受けた者が、評価が確定するまで（契約候補者については契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当する場合は、評価せず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

9 評価について

(1) 評価項目及び評価基準

評価基準点は「5点：非常に優秀、4点：優秀、3点：普通、2点：やや劣る、1点：劣る」とし、「評価基準点×係数」により、各実施委員が独立して評価点を算出し、その評価点の合計値に基づき実施委員会が評価を確定することとする。

評価項目	評価基準	係数	評価点 上限
人員体制	・業務を確実に履行できる人員体制となっているか	5	25
昼食の内容	・栄養バランスがとれており、児童が食べやすい内容、量となっているか ・基本の350円の昼食以外の種類の昼食を選択することは可能か	10	50
衛生管理	・本業務で想定し得る数量の申込に対し衛生基準を満たして提供できるか	10	50
配送ルート	・仕様書で定める時間に確実に配送できるルートとなっているか	10	50
申込書	・昼食の内容（献立、使用食材等）、申し込	4	20

	みや利用方法等がわかりやすく記載されているか ・申込、キャンセル等は利用者が利用しやすい方法となっているか		
集金方法	・利用者の支払いやすい方法で集金できるか	6	30
事故処理	・事故発生時の連絡体制、対応、報告等が速やかに行われる体制となっているか ・事故により配食できない場合の代替措置が備えられているか	5	25
合 計			250

10 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない若しくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。申立ての提出先及び受付時間は後記13のとおりとする。

11 著作権等に関する事項

- (1) 企画案の著作権は、各企画提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本件企画競争の実施に櫃ようと認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ企画提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、事故の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開することがある。

12 その他留意事項

- (1) 企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 札幌市と受託者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、協議のうえ決定

する。なお、協議が整わない場合は、受託者を変更する場合がある。

- (3) 企画提案に参加する事業者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、企画競争方式による企画提案の実施を延期又は取り止めることがある。
- (4) 受託業務の一部を第三者に委託、又は請け負わせることはできない。ただし、委託業務の性質上、札幌市がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。本提案中において、再委託にて実施を予定しているものがあれば、その内容及び予定している再委託先を明確にして提案すること。
- (5) 審査の結果、最も優秀と判断された企画を提出した事業者を選定するが、実際の委託業務の内容については、提案した規格の内容を基本に、詳細は札幌市と受託者の協議により決定する。

13 担当部署

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階

札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課 担当：佐藤・奈良

電話：011-211-2989 FAX：011-211-2943

E-mail:houkagojidou@city.sapporo.jp

問い合わせ受付時間：平日 8 時 45 分～17 時 15 分まで